

南相馬市立病院経営強化プラン(素案)の概要

南相馬市立病院（市立総合病院・附属小高診療所）では、総務省から通知（ ）を受け、今後も地域の基幹病院として、また、公立病院として、地域で必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供できるように、また、引き続き経営改善と経営強化に取り組む続けるために、令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度までを計画期間とする当計画を策定するものです。

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を示し、全ての公立病院について、令和 5 年度までに経営強化プランを策定し、病院事業の経営強化に取り組むよう要請するもの。

第1章 南相馬市立病院改革プランの取組み(P5～P12)

・南相馬市立病院改革プラン（平成29年度～令和2年度）の評価

柱 1 地域医療構想を踏まえた担うべき役割

- ・総合病院...消化器内科の入院再開と小児科常勤医師の確保について達成。泌尿器科入院受入れ再開、地域で不足する医療機能の提供（回復期リハ、緩和ケア）には至っておらず課題が残った。
- ・附属小高診療所...在宅医療等の継続と市立総合病院との連携強化について達成。有床診療所整備に向けた課題の解決には至っておらず、課題が残った。

柱 2 経営の効率化

- ・総合病院...福島県立医科大学への継続的な医師確保活動などの結果、小児科常勤医師を配置できた。病床利用率の改善に向け、病棟の運用見直しの課題が残った。
- ・附属小高診療所...さらなる外来患者の増患の課題が残った。

柱 3 市立 2 病院の再編 2 病院間の病床移管が完了。

柱 4 経営形態の見直し 地方公営企業法全部適用への準備着手の課題が残った。

第2章 南相馬市立病院事業の概況(P13～P18)

・総合病院

許可病床数 300床 うち稼働病床 230床（一般180、地域包括ケア50）
診療科目 内科・外科など26診療科

・小高診療所

許可病床数 なし
診療科目 内科、外科

第3章 福島県地域医療構想(P19～P29)

・地域医療構想の推進

目標年次である令和7(2025)年へ向けて、急性期・回復期など、医療機能ごとの病床の必要数に向けての取組を進めており、令和7年度に地域医療構想の見直しが予定されている。

・今後の医療需要等

入院患者数は、ピークの2030年まで増加した後、減少に転じる。外来患者数は既に減少傾向にある。また、病床機能別の入院患者数でみると、回復期相当、慢性期相当の需要の増加が大きくなるものと予想される。

第4章 南相馬市立病院が担う医療(P30～P32)

目指す病院像：“人”に寄り添い、“人”に信頼され、地域の未来とともに笑顔で歩む病院を目指します。(南相馬市立病院理念)

担う医療機能：

南相馬市立病院	地域連携に努め、地域で完結できる医療・救急体制の中核を担う。
市立総合病院	・急性期医療提供体制の維持・強化 ・救急、小児、周産期、災害などの政策医療(不採算医療)や地域に不足する医療の実施 ・地域の医療機関との積極的な機能分化、連携強化
附属小高診療所	・小高区における政策医療の実施 ・入院機能を有し、在宅医療に対応できる体制の整備 ・小高区における高齢化の状況を考慮し、将来的には介護サービスなどの機能も担っていく。

第5章 南相馬市立病院経営強化プラン(P33～P56)

(1)南相馬市立病院経営強化プランの概要(P33)

- ・総務省が示したガイドラインに則った内容とします。

なお、令和2年度に策定した「南相馬市立総合病院経営改善の方針」は、経営強化プランと統合し、廃止します。

- ・計画期間 令和6(2024)年度から令和9(2027)年度まで
- ・計画の進捗状況や新たな地域医療構想の策定などに伴う見直しにあたっては、「南相馬市立病院運営審議会」「南相馬市立病院経営強化プラン有識者会議」に報告し、評価や意見等を受けることとします。

(2) 役割・機能の最適化と連携の強化(P34～P37)

限りある医療資源を有効に活用することで持続可能な地域医療提供体制が実現できるよう、患者の紹介・逆紹介を積極的に行うなど地域の病院や診療所との地域連携に努めるとともに、入院診療に重点化することで地域の医療・救急体制の中核を担えるような体制整備に努めます。

機能分化、連携強化の内容：

市立総合病院	・急性期医療提供体制の維持、強化 ・救急、小児、周産期などの不採算医療、地域に不足する医療の実施 ・病病連携、病診連携による入院診療への重点化
附属小高診療所	・小高区における在宅診療などの実施 ・市立総合病院との連携 ・小規模な医療系、介護系の施設サービスなど小高区に不足する機能の導入

(3) 医師・看護師等の確保と働き方改革(P38～P39)

医療は、医師をはじめ看護職員、医療技術職などが専門の知識と技能を駆使することで提供が可能となります。

令和6(2024)年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が開始され、医師の時間外労働の短縮を図ることが求められることに加え、今後、生産年齢人口の減少が加速するため、人材確保がさらに難しくなります。

当地域では患者が減らない状況になるものと推計されているとともに、当地域は医療職の供給が低い一方で、医療需要が高い状況にもあります。

以上から、医師・看護師等の確保と働き方改革に取り組みます。

(4) 経営形態の見直し(P40～P41)

現行の「地方公営企業法の一部適用」では、制約によって効率的な病院経営を行うことができない状況にあることから、南相馬市立病院改革プランで示した方向性を継承し、「地方公営企業法の全部適用」への移行に取り組みます

(5) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組(P42～P43)

南相馬市立病院では、新型コロナウイルス感染症への対応によって得られた知識や経験を今後の新興感染症への対応に活用できるよう、新興感染症の感染拡大時等に備え、平時からの取組を実施します。

(6) 施設・設備の最適化(P44～P45)

長期的な視点に立って施設や設備の長寿命化や更新などを計画的に行い、財政負担の軽減を図ることで、経営強化に努めます。

計画期間中の取組み：

市立総合病院	本館：老朽化対策工事（トイレ、浴室の改修、主従配管の更新など） 患者駐車場：舗装改修
附属小高診療所	旧棟：老朽化対策（配管の更新など）

(7) 経営の効率化等(P46～P54)

【市立総合病院】

- ・経営の効率化の目標

令和8（2026）年度	現金ベースでの黒字化
令和9（2027）年度	経常収支黒字化

- ・取組みの方向性と具体的な取組み

「経営改善の方針」を継承するとともに、「その他経営改善に向けた取組み」を追加する。

・経営状況の見える化による職員の意識改革
・医療資源の有効活用と患者確保対策の推進
・地域医療連携の強化
・その他経営改善に向けた取組み 「本プランの職員への浸透、経営状況の全体での共有とシステム化」 など7項目

【附属小高診療所】

- ・経営の効率化の目標

令和9（2027）年度	経常収支黒字化
-------------	---------

- ・取組みの方向性と具体的な取組み

・経営状況の見える化による職員の意識改革
・患者確保対策
・その他経営改善に向けた取組み